

【 画像診断 】

700 胆管・膵管造影時の抗菌剤【注射薬】の算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

胆管・膵管造影時の抗菌剤【注射薬】の算定は、感染症の傷病名がない場合であっても原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

胆管・膵管造影は、内視鏡を十二指腸乳頭部まで進め、胆管・膵管の開口部からカテーテルを挿入し造影剤を注入することによって胆管及び膵管を映し出す検査である。カテーテル挿入により物理的に十二指腸乳頭の浮腫や逆行性に細菌感染を起こし胆管炎を生じる可能性が考えられる。

以上のことから、胆管・膵管造影時の抗菌剤【注射薬】の算定は、感染症の傷病名がない場合であっても原則として認められると判断した。